

医療保険	
対象者	主治医が訪問看護の必要を認めた方のうち ①介護保険の対象でない（非該当の）方 ②介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態（がん末期、急性増悪期など）の方
ご利用料金について	費用は、健康保険の自己負担割となります。 ◇訪問看護基本療養費（Ⅰ） 看護師の場合 週3日まで 5,550円 週4日以降 6,550円 准看護師の場合 週3日まで 5,050円 週4日以降 6,050円 理学療法士等の場合 1回につき 5,550円 ◇訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物内での利用者が同一日に3人以上いる場合 1回につき2,780円 ◇訪問看護基本療養費（Ⅲ） 入院中の外泊時の訪問 1回につき 8,500円 ◇難病等複数回訪問加算（1日の訪問回数）2回訪問 4,500円 3回訪問 8,000円 ◇長時間訪問看護加算 5,200円／週 ◇緊急訪問看護加算 2,650円（月15日目以降：2,000円） ◇夜間早期訪問看護加算 2,100円 ◇深夜訪問看護加算 4,200円 ◇複数名訪問看護加算 看護師または理学療法士等が同行 4,500円／週 准看護師が同行 3,800円／週 看護補助者が同行 3,000円／回 ◇精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） 看護師・作業療法士の場合 週3日まで30分以上 5,550円 週3日まで30分未満 4,250円 准看護師の場合 週3日まで30分以上 5,050円 週3日まで30分未満 3,870円 ◇精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） 同一建物内での利用者が同一日に3人以上いる場合 30分以上 2,780円 30分未満 2,130円 ◇精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ） 入院中の外泊時の訪問 1回につき 8,500円 ◇訪問看護管理療養費 ・月の初日の訪問日 機能強化型Ⅰ 13,230円 機能強化型Ⅱ 10,030円 機能強化型Ⅲ 8,700円 機能強化型以外 7,670円 ※指定の変更により金額が変動します。 ・2日目以降(1日につき) 訪問看護管理療養費1 3,000円 訪問看護管理療養費2 2,500円 ◇24時間対応体制加算 イ)6,800円 ロ)6,520円 ◇専門管理加算 2,500円 ◇特別管理加算 ①(5,000円／月) ②(2,500円／月)のいずれか ①・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態にある利用者 ・留置カテーテルを使用している状態にある利用者 ②・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅人工呼吸指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理 ・ドレーンチューブを使用している状態にある利用者 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある利用者 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者 ◇乳幼児加算 1,300円(別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合は1,800円) ◇退院時共同指導加算 8,000円 ◇特別管理指導加算 2,000円 ◇退院支援指導加算 6,000円(長時間：8,400円) ◇在宅患者連携指導加算 3,000円 ◇在宅患者緊急等カンファレンス加算 2,000円／回 ◇看護・介護職員連携強化加算 2,500円／回 ◇訪問看護情報提供療養費1、2、3（市町村等、学校または指示医療機関に提出） 1,500円 ◇ターミナルケア療養費 25,000円 ◇遠隔死亡診断補助加算 1,500円 ◇訪問看護医療DX情報活用加算 50円 ◇訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ 780円 訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 10～500円

介護保険			
対象者	介護保険の被保険者で要介護状態等の認定を受けて主治医が訪問看護の必要を認めた方		
ご利用料金について	費用は介護保険法に基づき1単位11.12円で計算した額の介護保険負担割となります。単位算定方法が変更になれば金額が変動する場合があります。その場合は介護保険法に基づき請求させていただきます。なお深夜、早朝、夜間も上記に基づき対応させていただきます。		
		要介護者	要支援者
	訪看Ⅰ1 (20分未満)	314単位	303単位
	訪看Ⅰ2 (30分未満)	471単位	451単位
	訪看Ⅰ3 (30分以上1時間未満)	823単位	794単位
	訪看Ⅰ4 (1時間半まで)	1128単位	1090単位
	訪看Ⅰ5 (20分) 理学療法等 による訪問	286単位	276単位 ※利用開始日の属する月から12月越 の者の訪問は15単位減算
	×る回1 9場を日 0合超に %はえ2		
	◇緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)600単位/月 (Ⅱ)574単位/月 ◇ターミナルケア加算 2,500単位 ◇初回加算 (Ⅰ)350単位 (Ⅱ)300単位 ◇退院時共同指導加算 600単位 ◇複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満 254単位/回 30分以上 317単位/回 複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満 201単位/回 30分以上 317単位/回 ◇夜間・早朝加算 所定単位数の25%を加算 ◇深夜加算 所定単位数の50%を加算 ◇同一建物減算 所定単位数の10%を減算 ◇長時間訪問看護加算 300単位/回 ◇看護体制強化加算 (Ⅰ)550単位/月 (Ⅱ)200単位/月 ◇サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)6単位/回 (Ⅱ)3単位/回 ※指定の変更により、加算の費用が変動する場合があります。変更等がありましたら、再度ご連絡いたします。	◇特別管理加算 ①②のいずれか ①500単位/月 ・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態にある利用者 ・留置カテーテルを使用している状態にある利用者 ②250単位/月 ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅人工呼吸指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理 ・ドレーンチューブを使用している状態にある利用者 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある利用者 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者	
自費による訪問看護			
対象者	訪問看護を希望する方のうち、公的保険を使ったサービスが利用できない、または希望しない方のうち医師からの指示書がもらえる方		
料金	平日	9時～17時 4,500円/30分 22時～5時 7,000円/30分	17時～22時・5時～9時 6,000円/30分
	土日祝日	9時～17時 6,000円/30分	
その他の自費サービス			
◇ご遺体清拭料 16,500円			